

業務資料 No.247

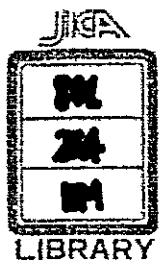
取扱注意

カナダ駐在員報告

No. 18

(48年1月～3月)

海外移住事業団業務第一部編



国際協力事業団	
受入 月日 '84. 9. 13	801
登録No. 14795	23.4
	EM

目 次

移住に関連する諸情勢	1
(4 8 年 1. 2 月合併分)	
1. 移住者の帰化統計 (1 9 7 1 年取扱分)	1
2. 一時滞在者に対する新措置	5
3. 1 9 7 2 年消費者物価の上昇	6
4. 1 月の雇用状況	9
5. 最近の賃金動向	1 0
6. 新年度予算における減税等	1 2
7. その他業務遂行状況	1 5
(4 8 年 3 月月報分)	
1. 1 9 7 2 年入加移住者統計	1 6
2. カナダ人の収入均衡感と国政への満足度	2 1
3. 教育レベルと失業率の関連	2 4
4. 少数民族社会の自国語新聞	2 5
5. 技術者専門職のアメリカ転住	2 7
6. 英国移民法の改正に関する反応	2 9
7. その他業務遂行状況	3 0

JICA LIBRARY



1035622[8]

1 ~ 2 月 分 月 報

1 移住者の帰化統計（1971年取扱分）

このたび公表された移住者のカナダ国籍取得に関する1971年実績統計によれば、1971年の帰化者総数は63,669人にのぼり、その前年1970年の57,556人と6,113人上廻った。

この63,669人の国籍取得の概況は以下の通りである。

(注) カナダ国外の居住者でカナダ国籍を取得した者が71名含まれているが、この明細は省略する。

(1) 居住州別

ア 帰化者の過半数は、オンタリオ州居住者である。

他州居住者の比率が1970年と対比して軒並み微減している反面、オンタリオ州におけるそのみ増加している。

永住意志の明確な定着発露である帰化とともに、新来移住者の入加直後の居住先の集中状況からみて、オンタリオ

州が、カナダ移住の基軸的存在である傾向は益々強まっている。

イ 帰化者の90%は、都市区域に居住しており、しかもそのほとんどは都市の中心部に生活の本拠を構えている。

帰化者の都市集中度は、全カナダ人口における都市居住者比率74%（1966年センサス）をかなり上廻るものである。この傾向は都市国家を志向し、都市向技能移住者の導入と定着を図るカナダの移住政策からみて、自然の成行といえよう。

(2) 前居住国別

帰化者が渡加以前に居住していた国を国は次の通りである。

※首位の英連邦諸国（32%）と二位のイタリア（14%）を合わせ

表 1. (単位%)

州 地 域	1971年	1970年
オンタリオ	51.0	48.3
ケベック	20.8	22.6
B. コロンビア	14.8	15.2
平原三州	11.3	11.9
大西洋沿岸諸州	1.9	1.8
二準州	0.2	0.2
計	100	100

れば半数近くになる。

(単位人)

英連邦諸国	20,567	オランダ	2,244
イタリア	8,820	ポーランド	2,025
ドイツ	3,796	アメリカ	1,944
ギリシャ	3,702	フランス	1,451
中国	2,797	日本	125
(台湾を含む)		その他	(省略)
ユーゴスラビア	2,621		
ポルトガル	2,260		

(3) 在加年数別

帰化申請権発生直後数年間が最も多く、渡加時期の古い者ほど数が少なくなる。

71年帰化者は渡加後5年～15年の者が、全体の8割以上を占めており、例年とほぼ同じ動向を示している。

表2

(単位人)

区分 \ 渡加年代	1945以前	1946～1950	1951～1955	1956～1960	1961～1965	1966以降	計
帰化者	1,014	2,507	8,037	13,377	23,312	15,422	63,669
うち日本	5	1	—	25	42	52	125

(4) 労働力への影響

ア 年代別

25歳から64歳までの労働適今年令の者が全体の69%にのぼっている。

1971年のカナダ全人口における同じ年代層は44%にすぎないので、帰化者の労働人口への参加率は、全カナダ平均を大きく上回っているといえる。

表3 (単位%)

年令 \ 性別	男	女
15歳未満	9	9
15-24	19	18
25-44	53	50
45-64	17	19
65歳以上	2	4
計	100	100

イ 職能別

男性の78% (33,247人中の25,894人), 女性の40% (30,422人中の12,215人) が技能労働力で, その職能別内訳は次表の通りである。なお女性のうち家事専念者は技能労働力とほぼ同じ41%を占めている。残りの老人, 子供を除けば成人帰化女性2人のうち1人は職業婦人といえる。

表4 技能労働力の内訳 (単位%)

職能 \ 性別	男 (25,894人)	女 (12,215人)
職人, 熟練工等	38	23
専門家, 技術者	23	24
サービス, 娯楽業	11	18
管理職	9	2
単純労働者	5	—
事務, セールス	4	31
その他	10	2
計	100	100

(5) 既婚者の帰化

帰化男性の62% (20,514人), 女性の67% (20,426人) が既婚者であるが, この帰化時点における配偶者の帰化の状態を示した下表から次の傾向が看取される。

- ア 配偶者がカナダ生まれのカナダ国籍者であるケースが割に少ない。
 - イ 夫妻同時に帰化したケースが全体の約4割で最も多い。
 - ウ 次いで夫が先に帰化し, 妻が遅れて帰化するケースが多い。このことは, 夫が帰化したとき妻はまだ外国籍である割合(※印36%)と, 妻よりも先に夫が帰化していた比率(※※印33%)がほぼ見合うことから裏付けることができる。
- 夫が先に移住し, 追って妻を呼び寄せる場合及び渡加時期の異なる移住者同志が結婚した場合, 夫婦間に帰化申請権の発生時期にズレを生ずるが, このグループは前号のように夫婦同時期を選ばず, 資格の生じた方

から先に帰化したケースである。

表5

(単位%)

摘要 夫婦別	人数	配偶者の国籍 (%)				計
		カナダ国籍			外国籍	
		カナダ 生まれ	帰化			
			配偶者 先	夫妻同時		
夫	20,514人	17	8	39	36※	100
婦	20,426人	14	33※※	40	13※	100

(6) 日本人新移住者の帰化

日本人の帰化は、1971年以前極めて微々たる数にとどまっていたが、戦後のカナダ移住が、1967年頃より本格的に始まった関係から1972年以降帰化移住者が急増すると予想される。

これを反映して、昨今当事務所への帰化に関する照会も増加しているが、その照会内容はカナダ政府への帰化手続に関するものは少なく、主に、

ア 日本国籍との関係

イ 日本に残した財産権、遺産相続権等に対する影響

ウ 将来万一日本国籍に復帰する場合の要件

など、日本側との関連事項が多い。

移住先国の別を問わず、帰化を志向する移住者から、後顧の憂いを取除くため、以上の如き点に関する日本側関係法規制度に関するインフォメーション活動の必要性が痛感される。

表6

年	区分	帰化者	うち日本人
1968		60,055人	90人
1969		59,900	148
1970		57,556	167
1971		63,669	125

(資料: Canadian Citizenship Statistics)

2 一時滞在者に対する新措置

本年1月1日からカナダでの滞在延期と一時就労を意図する旅行者の取扱いは、次の通り定められる旨移民当局より公示された。

(1) 今後正規の滞在期間を超えてカナダに滞留しようとする旅行者は、あらかじめその旨を申告し、(入国時点又は入国後でも可)移民当局に登録しなければならない。

(2) 1972年12月31日以前に入国した者で、滞在延長を意図する旅行者は、1973年3月末日までに移民局に出頭し、所定の手続きをとらなければならない。

(3) カナダで一時的に就労しようとする旅行者は、就労許可を取得しなければならない。

ア この許可は、カナダ在住者をもっては充足し難い職種技能の持主に対して与えられる。

引受先の見込みがついていればなお望ましい。

イ この審査は原則として引受先の申請に基づき、所轄のマンパワーセンターが可否を判定する。また海外移民官事務所でも一時就労査証を発給できる。

ウ この一時就労許可は、最大限一年間有効である。ただし、カナダ人をもっては替えることが困難な特殊な職種に従事している場合は一年を超えて就労継続を認めることがある。

(4) 前三号に違反した者はC\$ 500以下の罰金または6ヶ月以下の体刑に処せられる。

人的資源移民省は、この新措置のPRにテレビ、ラジオ、車内広告等を活発に利用しているが、新措置の浸透に当局が相当な努力を払っている動機、背景は次の如きものと考えられる。

上述の諸措置は、従来にも一つの鍵前として存在していたが、その実施、運用は極めて緩く、その弊害が目立ちはじめ、行政正これを是正する姿勢を示すべき時期にいたっていた。

一方移民局は昨年11月、旅行者から永住者への身分変更を全面的に停止したが、その余波、反動として旅行者のまま不法労働、無断滞在延期に及ぶ

者の急増をみるにいたった。

よって当局としては、これらの者に一時就労許可及び滞在延期の合法的基準を明示して、その存在の整理、明朗化を図る必要に迫られ、今回の措置を打出したものである。

したがって、この措置にもかかわらず、なお非合法に滞在している旅行者に対しては、その登録義務の期限が切れる3月31日以後取締が進められるものと予想される。

従来カナダ入国の旅行者は、アメリカのそれと異なり、出入国時点においてなんらの登録を行なう必要もなく、カナダでの滞在予定を確かめられることもなかった。ただ旅券を提示するだけで事足りていた。

カナダは、入国が極めて容易で、かつ入国後も大巾に行動の自由があるかの如き印象が、一般旅行者に広く浸透していたことは事実である。しかし今回の措置を境として、移民当局窓口の旅行者に対する審査の姿勢は、相当の変化を示してきたと認められる。

日本人旅行者に限って言えば、滞在期間を1週間と限定された上、滞在保証として0\$200を供託した例（於モントリオール空港）もあれば、日本料理専門のシェフであるが故に、一時就労許可を容易に取得した者もある。

おそらく移民局内部においても“滞在期間を認める具体的要件は何か”“カナダ人をもっては替え難い職種と技能の範囲と程度は、どの線に求めるか”等の課題をめぐって、通達・事例が積み重ねられ、その解釈作業が行なわれているのであろう。

当方もこれを移住と表裏一体の問題として、今回の措置の推移を見守る必要がある。

3 1972年消費者物価の上昇

昨年1年間の物価上昇傾向は、下記の通りである。

（物価指数は1961年＝100）

(1) 品目別

一昨年よりも昨年は物価上昇のテンポが早まり、とくに一年で10%に達した食料品の値上がり大きな議論を呼んでいる。連邦政府もこの動き

に対応して、肉・蔬菜果実類の輸入関税の軽減にふみ切った。(別稿参照)

食料品の高騰を除けば、残りの品目は平均以下の上昇率にとどまっているが、やはり食料品について住居費が上昇して反面、通信運輸費はほとんど横ばいである。

物 価 指 数

区 分 品 目	A1972 年 1月	B1971 年 1月	上 昇 率 %		各品目間 のウエイト
			1972年	1971年	
全品目平均	144.5	136.7	5.7	4.9	100
(品目別)					
食 料	150.0	136.4	10.0	7.8	27
住 居	148.0	140.5	5.3	4.8	32
衣 料	134.7	130.2	3.5	2.5	11
通 信 運 輸	133.3	132.3	0.8	4.7	12
保 健 衛 生	151.9	146.3	3.8	4.0	7
教 養 娯 楽	141.5	136.5	3.7	1.7	5
嗜 好 品	135.3	129.7	4.3	2.1	6

<備考> 上昇物価の内訳

ア 食料品(カッコ内は、過去12カ月間の上昇率%)

高騰したもの…………… 牛肉・魚・鶏類(いづれも15)

豚 (28)

鶏 卵(20)

野 菜(16)

果 実(11)

外食費(8)

わずかに値上りしたもの……………パン・コーンフレイク・ケー

キ・ソフトドリンクス・紅茶・インス

タントコーヒー・ジャム等

値下りしたもの……………コーヒー豆・ビーナッツバター・スー

プ類・乳児用流動食・砂糖

イ 住 居

住居そのものの年間値上り率は6.3%であるが、家具調度、家庭用雑貨品、光熱水料等は3.7%におさまった為、平均5.3%となった。

ウ 衣 類

衣服の値上がりはさほどでないが、はき物類（特に冬期用ブーツ）の上昇がかなり影響した。

エ 通信運輸

ガソリン代等乗用車の運行経費が僅かな値動きで済んだ他ケベック市、トロント市の市内文通料金の手直し（トロントの場合料金据置きのまま二区間制を一区間制に統一、実質的な値下りとなった）が、文通経費の安定に寄与した。

(2) 主要都市制（全品目平均）

指 数

主要都市	区分	1972年 1月	1971年 1月	上昇率%	
				1972年	1971年
ハリファックス		134.6	128.2	4.9	3.7
モントリオール		134.8	129.6	4.0	4.2
オタワ		140.2	133.6	4.9	4.8
トロント		139.4	132.0	5.6	4.2
ウィニペグ		137.5	131.4	4.6	3.6
エドモントン・カルガリ		137.1	130.8	4.8	3.5
バンクーバー		135.2	130.0	4.0	4.4

一昨年のオタワに変わり、昨年はトロントの上昇率が筆頭となった。カナダ経済の中心地として旺盛な消費需要をもつトロントだけに、この傾向は不自然ではない。

この7大都市の中で、1971年の上昇率が最低であったカルガリ、エドモントン地区において昨年著るしく伸び率が高まったことは、最近特に脚

光を浴びてきたアルバータ州の資源景気の影響によるものと思われる。
バンクーバーとモントリオールの上昇率が逆に低下したことは注目に値する。

(注) 前2表の指数は一定期間内の各都市別上昇率を示すものであって、
ある時点での各都市間の物価比較を表わしているものではない。

(Statistics Canada)

4 1月の雇用状況

本年1月の失業者数は688千人にのぼり、単純失業率は7.7%を示している。

(1年前の失業率と全く同じ。一昨年同月は8%)

単位千人(失業率は%)

区分 摘要	全カナダ			オンタリオ州		
	1973年1月	前年同期	増 減	1973年1月	前年同期	増 減
労働力	8,881	8,582	299	3,390	3,285	105
労働者	8,193	7,917	276	3,220	3,096	124
失業者	688	665	23	170	189	△ 19
失業率	単 純	7.7	7.7	5.0	5.8	△ 0.8
	季節修正	6.2	6.3	△ 0.1	4.2	4.8

しかし、酷寒期で雇用の動きが鈍る季節要因を加味すれば、1月の季節調整失業率は6.2%と前月12月より0.5%も下降している。

この月間下降率は過去8ヶ月で最大のものであり、一つの朗報として受取られている。(以下の数字は、全て季節要因調整済)

しかし、この地域格差は極めて大きい。オンタリオ州は最も低く0.2%、平原三州も平均を下廻って4.7%であるが、ブリティッシュコロンビア州は8.0%と高い。この三地域の失業率は過去一年の動きからみて徐々に下降している。一方さらに寒冷なケベック州は8.4%、大西洋沿岸諸州は最も高く10%を超える高率を示している上に、失業率は上昇傾向にある。

この他の留意事項

- ア 男性の失業率(6.6%)は、下降気味であるが、女性の場合(5.6%)は一貫して微増しつつある。
- イ 25才以上、54才未満の失業率は割に低いが(4.4%)、24才以下の若年未熟練者の場合は、依然として高率である。(11.2%)
- ウ 25才以上の既婚者の失業率は(男4%、女3.7%)同年代の独身者よりかなり低い。

5 最近の賃金動向

ア オンタリオ州の最低賃金引上げ

当州労働基準法の規定に基づき、州政府労働局は、2月1日より下記の通り、最低賃金(時間給)を上げると発表した。

一般勤労者	C\$ 1.80
建設労務者	C\$ 2.05
18才以下の学生	C\$ 1.45

これにより一般勤労者の場合、週40時間労働とすれば、最低週休はC\$ 72.00(C\$ 1.80×40H)、月給はC\$ 309.60(週休×4.3週)になると試算される。

イ 最近の平均賃金(単位C\$)

(ア) 昨年11月現在の産業別平均週給は次の通りである。

林業	192.94	鉱業	200.49	製造業	161.49
建設	224.33	運輸・通信・その他公共事業	172.39		
商業(卸)	155.79	金融・保険・不動産	143.49		
サービス業	110.09				

以上を総合した全産業平均週休はC\$ 153.72、月給に換算すれば約C\$ 661.00(週休×4.3週)となる。相変わらず高賃金であるが、これを本邦の給与と比較する場合は、日本的な賞与、退職金がなく、その分が全て毎月(週)の給与に含まれるという当然の理解を欠いてはならない。

(イ) 州平均週休

最も高いのは、ブリティッシュコロンビア州でオンタリオ州が、これについていることは経済の実勢からして自然の成行であるが、第三位のアルバータ州が全カナダ平均（C\$ 153.72）とほぼ同じ水準まで滑ぎつけた点注目に値する。

これ以外の州はすべて平均以下であり、プリンスエドワード島にいたっては、平均の約半にすぎない低水準に低迷している。

ニューファウンドランドー 139.29, プリンスエドワードー 104.70, ノーバスコシアー 130.42, ニューブラウンズウィック州 127.86, ケベックー 147.39, オンタリオー 159.26, マニトバー 138.41, サスカチュワンー 135.62, アルバーター 153.68, ブリティッシュコロンビアー 171.71

(ウ) 昨年12月現在、製造産業の各業界の平均週給、時間給、週労働時間の動向は下表の通りである。

業界	摘要	週給	時間給	週労働時間
食料・飲料		146.25 C\$	3.40 C\$	38.0 H
ゴム		158.09	3.78	38.1
繊維		131.48	2.85	40.5
製紙・加工		187.37	4.33	41.0
石油・石炭製品		238.20	5.14	44.7
化学製品		180.48	3.91	40.6
木材加工		151.45	3.74	38.3
家具調度		124.10	2.78	39.2
印刷出版		—	4.29	36.5
金属加工		162.46	3.82	38.8
機械		174.30	4.08	39.4
輸送機器		184.87	4.35	39.0
電気・製品		153.63	3.35	38.4
建設		—	5.41	35.1
ホテル・レストラン等		—	2.16	30.5
都市文通		—	4.44	42.3

(c) 過去4年間の週給上昇率

全産業平均の年間平均指標によれば、毎年給与の上昇率は8%前後を示している。

年	平均週給	対前年上昇率
1969	C\$ 117.63	— %
1970	C\$ 126.82	7.8
1971	C\$ 137.64	8.5
1972	C\$ 149.21	8.4

また過去2ヶ年に限り、季節要因を反映した月毎の週給の高低の推移は下表の通りである。

月	1971年	1972年	前年同月上りの上昇率
1	130.83 C\$	143.68 C\$	9.8%
2	132.50	144.64	9.2
3	134.75	145.88	8.3
4	135.69	147.76	8.9
5	135.93	147.31	8.4
6	138.06	149.03	7.9
7	138.71	149.53	7.8
8	139.11	150.84	8.4
9	140.99	152.36	8.1
10	142.20	153.38	
11	142.06	153.84	8.3
12	140.90	152.23	8.0

(Statistics Canada 週報及月報)

6 新年度予算における減税額

クーパー蔵相は2月19日、連邦議会に本年4月から新年度予算案を上程したが、この予算案において個人所得税、老令年金等、カナダ人の深く関心

をもつ事項について、次の様な優遇策が講ぜられている。

(1) 個人所得税の減税

基本的に5%減税する。減税額は一人当たり最少限C\$ 100.000、最高限度C\$ 500.000とする。

ただし、3%分はすでに減税が実施されているので、新年度の実質減税率は2%となる。

また、課税基礎控除額を、単身者の場合C\$ 100.000引き上げてC\$ 1,600.000に、妻帯者の場合C\$ 150.000引き上げてC\$ 3,000.000となる。

(2) 老令年金の増額

現行の一人一月当たりC\$ 82.88をC\$ 100.00に増額する。

(3) 販売税、物品税等の減免

ア 子供用衣類、キャンデー、ソフトドリンク等に課せられていた連邦販売税12%を廃止する。

イ 時計・化粧品類に係る物品税を廃止する。

ウ 輸入される肉、季節外果実蔬菜類の輸入関税を引き下げる。

これらの措置は物価抑制を狙いとし、多くの人々が恩恵を蒙ると予想されている。

以上の様な需要拡大措置によって、新たに30万人の就職先が造出され、失業率は5.2%にまで下降するであろうと、同蔵相は財政演説で述べている。

しかし、この国庫歳入の伸び率鈍化の結果、新年度予算の規模は、歳入180億ドル、(昨年163億ドル)に対し、歳出は189.7億ドル(昨年163億ドル)にのぼり、昨年の収支均衡予算に対し、新年度は約9億7千万ドルの赤字財政になると予測されている。

<参 考>

1973年度所得税減税内訳

年所得	年税額 C\$	独身者			夫妻・子供二人		
		改訂 C\$	現行 C\$	減税率	改訂 C\$	現行 C\$	減税率
1,700	0\$	—	10	100%	—	—	—%
2,000		11	67	84	—	—	—
3,000		167	292	43	—	—	—
4,000		410	536	24	8	65	87
5,000		665	793	16	153	290	47
6,000		939	1,067	12	402	542	26
7,000		1,217	1,347	10	665	806	18
8,000		1,518	1,648	8	939	1,081	13
9,000		1,822	1,954	7	1,217	1,362	11
10,000		2,148	2,280	6	1,518	1,663	9
12,000		2,818	2,966	5	2,148	2,297	6
15,000		3,943	4,140	5	3,164	3,351	6
20,000		6,096	6,385	5	5,218	5,494	5
30,000		10,697	11,174	4	9,718	10,182	5
50,000		21,280	21,836	3	20,158	20,742	3

- (注) 1) 改訂税率によれば、夫妻と16才以下の子供二人の標準世帯の場合、年収C\$ 3,700までは無税(現行C\$ 800)
- 2) 改訂額は基礎控除の最低増額分(C\$ 100)と、在職費用(いわゆるサラリーマンの費用)控除(C\$ 150)を織込済みであるが、この他の控除可能費用(育児・医療費・厚保・失保等の保険料)は各人別に異なる為、計算から除外してある。
従って、各人が実際に納める税額は、本表の改訂額をやや下廻ることとなる。
- 3) カナダの所得税は日本と異なり、連邦向と州政府向と二本に分れている。今回の減税は連邦所得税に限られているが、徴税、納

税の窓口は一本化されているので、上表は便宜上、両者合算の数字を計上した。

- 4) なお、州政府向所得税率は州毎に異なるが、上表はカナダ人の過半数が適用を受けている州間最低税率によった。

(Globe & Ma ; 1)

7 その他業務遂行状況

(1) 移住者から照会・依頼・または通知あった事項

求人・求職動向	—	17	(件)
移住手続・移住情報	—	12	
日系団体・日系人の消息	—	13	
住居の貸借	—	6	
カナダの諸制度	—	10	
その他の情報	—	8	
身上相談・諸届	—	5	
近況連絡	—	19	
雑件	—	9	

- (2) 移住者動態調査アンケート合計248部を回収、本部に送付、これをもって今年度調査を打切る。

(3) 主な来訪者

ア 移民官として今度東京赴任予定のWILLIAM BORDEN氏が、1月22日当事務所に来訪、約2時間懇談した。

イ ぶらじる丸輪送引員、内田・小林両職員、2月5日トロント着、7日発。

(4) 職員動勢

2月28日付 吉崎職員退職

3 月 分 月 報

1 1972年入加移住者統計

人的資源移民省は、このたび昨年カナダに入国した移住者に関し、その概要を以下の通り発表した。

(1) 概 況

ア 昨年一年間の移住者数は122,006名で、その前年1971年に較べ、ほぼ同じである。(106人, 0.1%の増)。

1967年をピーク(222,876人)として、以後5年間に亘って続いた入移住者の数の減少傾向は、昨年漸く歯止めがかけられた観があるが、その背景には昨年限りの特殊事情に起因する移住者、すなわち……

(イ) ウガンダから追放されたインド・パキスタン系難民(5,021名)

(ロ) カナダ国内において永住権を申請取得した一時旅行者

(約35,000名)

……を包含している点に留意する必要がある。

この様な、昨年限りの特殊事情が消滅する1973年は、海外移民官事務所を経由する正規のルートを、余程拡大しない限り、再び移民者総数は減少すると予測される。

イ 欧州諸国からの移住者の比率が年に低下する傾向は、昨年もありはな
いが、一昨年まで年々増加していた米州諸国からの移住者の割合が、昨
年にいたり、始めて減少した。反対に欧米系以外のアジア・アフリカ等
からの移住者数のシェアのみ一貫して(表1参照)増大している。

表1

地域	年	1946年- 1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年
		人数	2,408,494	1,207,021	883,633	756,091	520,311
ヨーロッパ諸国	%	82.4	65.6	54.7	51.2	42.7	42.0
北中南米諸国	人数	317,563	312,444	414,660	427,381	410,771	361,453
	%	10.9	17.0	25.7	29.0	33.8	29.6
アジア・アフリカ 大洋州等	人数	195,582	320,281	317,081	293,661	287,921	345,683
	%	6.7	17.4	19.5	19.9	23.6	28.4

合 計	人数	2921,639	183,974	161,531	147,713	121,900	122,006
	%	100	100	100	100	100	100

(2) 送出国別

ア 主要大手送出国

そのベストテンは(表2)の通りである。トップはアメリカ、二位はイギリスで、それぞれ全移住者数の18.5%、14.9%を占め、この両国でほぼ半に達している。この関係は1971年と同様である。

アジアからは、相変わらず香港・インド・フィリピンからの移住者が圧倒的多数を占めている。

表2

単位人

区分 居住地	前居住地別			国籍別
	1972年	1971年	増減	1972年
アメリカ	22,618	24,366	-1,748	21,497
イギリス	18,197	15,451	+2,746	24,217
ポルトガル	8,737	9,157	-420	9,402
香港	6,297	5,009	+1,288	-
インド	5,049	5,313	-264	5,754
ウガンダ	5,021	149	+4,872	-
イタリア	4,608	5,790	-1,182	4,809
ギリシャ	4,016	4,769	-753	4,054
フィリピン	3,946	4,180	-234	4,050
ジャマイカ	3,092	3,903	-811	-

イ その他の送出国

(ウ) 以上の大手国に続き、かつ第28位にランクされた日本より多くの移住者を送出した国は次の通りである。

◎フランス・ドイツ・ユーゴスラビア・北アイルランド・トリニダード・トバゴ(以上2,000名以上3,000名未満)

◎オランダ・ポーランド・スワジランド・ギアナ・オーストラリア・
パキスタン・韓国（以上1,000名以上，2,000名未満）

◎アイルランド共和国・台湾・スイス・レバノン・ハイチ
（以上日本の718名以上，1,000名未満）

フランスからの移住者は2,742名（その前年-2,966名）と少
なく，カナダ国民の源流である英仏間の均衡は相変わらず仏系住民に不
利に傾斜しつつある。

ウ 日本からの移住者

一昨年に比し，昨年は約2割近く移住者数が減少した。

表3（日本からの移住者数）

分類	年	A 1972年	B 1971年	対前年	
				増減	比率
前居住地別		718人	883人	△165人	81.2%
国籍別		684	815	△131	83.9

因みに，本邦の近隣諸地域からの移住者数は，下表にみる通り軒並みに増加している。

表4（前居住地別分類による）

地域	年	1972年	1971年	対前年	
				増減	比率
韓国		1,280人	1,119人	161人	114.4%
台湾		859	761	98	112.9
香港		6,297	5,009	1,288	125.7

カナダの求める都市向技能労働力に，これら諸国より恵まれているは
のずの日本からの移住者数がなぜ少なくなかつ減少傾向を示したのか，その
複雑な事由の一端は，構造的には単身技能労働力の移住を主体とする我
国に較べ，これらの国は家族同伴及び近親呼寄せの比重が相対的に高い
ことにあると推察される。（47.12.22付往診HG008のP9，各
国移住者別の労働参加率の高低を参照されたい。）

<備考>

※送出国別分類は、類に表示の無い限り"前居住地別分類"によつた。国籍別分類によると、ウガンダ・香港等の大手送出地が、英国籍・中国籍等に吸収されてしまい、ジャマイカ・韓国等も"その他の国"の中に一括包含されており、実態を見失い易いためであらう。

(3) 行先州別

相変らずオンタリオ州が移住者の過半数を受け入れており、その数は63,805人(52.3%)にのぼっている。

目立つことは、1971年に3位であったB、C州の受入数が1972年にはケベック州と入れ替って2位に躍進したことである。

全州合計の移住者増が106人であることに對し、B、C州のみで1,190名増加(他にサスカチュワン及び二準州で若干増加)しており、その差額分だけ他州への流入移住者数が減少している。

表5

行先州	A 1972年		B 1971年	増減 A-B
	受入数人	比率%		
オンタリオ	63,805	52.3	64,357	△ 552
B、C	20,107	16.5	18,917	1,190
ケベック	18,592	15.2	19,222	△ 630
アルバータ	8,390	6.9	8,653	△ 263
マニトバ	5,262	4.3	5,301	△ 39
サスカチュワン	1,511	1.2	1,426	85
大西洋岸諸州			3,841	193
二準州	305	0.3	183	122
計	122,006	100	121,900	106

(4) 労働力別

ア 全移住者のうち労働力として入国したものは、59,432人(48.7%)

で残りは非労働力である。対前年比で労働力移住者は、1,850名の減、非労働力移住者は1,956名の増を示している。この結果1971年は、前者が後者を上廻っていたことに対し、1972年にはこれが逆転した。

イ 技能労働力移住者の職種は、製造、建設関係、現場従事者及び高級専門家、技術者がそれぞれ25%台で並び、この兩分野がカナダ移住者の主体をなしている傾向に変化はない。ついで一般事務職、サービス、リクリエーション関係者、管理職等がこれに続いている。

表6 労働力別

(労働力)	1972年		1971年	増減
	数人	率%		
製造・機械・建設	15,389	25.9	16,166	△777
専門家・技術者	15,262	25.7	16,307	△1,045
事務職	8,549	14.4	9,909	△1,360
サービス・リクリエーション	6,575	11.1	6,387	188
管理職	4,368	7.4	3,464	904
商業・金融	2,460	4.1	2,486	△26
農林漁業	2,220	3.7	2,247	△27
単純労働者	1,184	2.0	1,324	△140
運輸・通信	795	1.3	740	55
鉱業	144	0.2	237	△93
その他	2,486	4.2	2,015	471
小計	59,432	100	61,282	△1,850
(非労働力)				
妻	21,749	34.7	21,333	416
子供	30,977	49.5	29,684	1,293
婚約者	739	1.2	744	△5
学生	3,172	5.1	3,153	19
その他	5,937	9.5	5,704	233
小計	62,574	100	60,618	1,956
合計	122,006		121,900	106

(5) 年齢別，性別

全体の79.4%は年齢35才以下であり，その男女の比率もほぼ相半ばしている。

表7

年 令	合 計	男 性	女 性
0 - 4	10,566	5,408	5,158
5 - 9	9,959	5,072	4,887
10 - 14	7,094	3,576	3,518
15 - 19	9,687	4,201	5,486
20 - 24	24,032	10,655	13,377
25 - 29	23,211	12,527	10,684
30 - 34	12,367	6,835	5,532
35 - 39	7,229	4,102	3,127
40 - 44	4,163	2,262	1,901
45 - 49	2,831	1,368	1,463
50 - 54	2,327	911	1,416
55 - 59	2,094	741	1,353
60 - 64	2,417	933	1,484
65 - 69	1,880	745	1,135
70 以 上	2,149	734	1,415
合 計	122,006	60,070	61,936

(A Publication of Manpower and Immigration)

2 カナダ人の収入均衡感と国政への満足度

最近のギャラップ調査からの二例，いずれも回答者725名(ランダム方式で抽出)各家庭における面接調査。

(1) 収入の均衡感

カナダは世界有数の高所得の国であるが，この様な国で生活している住民の一人一人は，具体的に会社の同僚や隣近所との所得の多寡をどのよう

に感じとっているのか。

そこに著るしい不均衡感があれば、いかに高所得の国といっても、不平不満がくすぶるはずである。

ましてこの不満が、カナダ国民を構成している多種民族間の経済的不均衡感にでも転嫁されれば、由々しい問題となる。この調査は、この辺の事情を明らかにすることを目的としている。

質 問

カナダの一般家庭と比較して、自分の家庭の収入は概して高いと
思いますか。低いと
思いますか？

単位%

	計	英国系住民	フランス系	英仏系以外
はるかに低い	5%	6	3	6
一寸低い	18	16	20	20
平均	61	60	63	63
一寸高い	11	13	9	8
はるかに高い	1	1	1	1
無回答	4	4	4	2

10人中6人は、自己の収入を平均並みと感じている。平均以上と答えた所得者を加えれば、7人強は、現所得をまず妥当としている点に“平和”な状態が看取される。さらにカナダの三大民族（英系・仏系及び英仏系以外）別の集計によれば、三者の答えが大同小異であることからみて、懸念された民族間の収入の不平等は、ほぼ存在していないと言えよう。

最近、次第に英語国家しつつある現状に抗して、英国系市民が、国民所得の優先的な配分にあづかっているとする批難が一部仏系市民よりあがっているが、以上の結果はこの様な批難をくつがえす有力な資料たり得よう。

(2) 国の進路に対する信頼度

現在カナダの世論の関心を集めている国内問題は、経済的には巨大な米
国資本に対するカナダ資本の自立力強化、インフレ傾向の抑制、社会的に

は、失業の克服と社会保障網の合理化、民族的には二つの国語の円滑な調整と、少数民族文化の興隆及び移住者導入システムの高度化等、多岐に亘っている。

現トルドー政権は、与党が単独で過半数を制してない流動的な国会情勢にけん制されながらも、これらの課題に精力的に取り組む国民の信を集めようと努力している。

一方国民の側からは、全てを総括してカナダが今向いつつある方向に、どの程度の信を置いているのか、その卒直な所感を求めたものがこの調査である。

質問

貴方は今この国が向っている方向に満足ですか、不満足ですか？

	満 足	不 満	わからない
全 カ ナ ダ	42%	38%	20%
経営者・専門職	47	37	16
事務・営業職	57	30	13
労 務 職	40	36	24
農業・その他	36	44	20

カナダの向う方向を肯定している者は10人の内4人強、これに否定的である者は4人弱、判断できないものが丁度2人という結果が出た。

国の将来に明るい見通しを認めている者は、いわゆる中堅サラリーマンの事務、営業従事者に最も多く、企業の幹部、自由業等高級な職種に従事している者がこれに次ぐ。

不満の意を表しているものは農業その他が多く、労務者がこれに続いている。

また"わからない"という答えが多いのもこの階層である。

およそ利害関係の喰違り多様な階層の集りである社会には、現在から将来にわたって、陽のあたり易い場所と、そうでない場所とにおのずから色分けされていくことは止むを得ない事かも知れない。そうであるとすれば、

この取能別回答内訳は、各人のおかれている職域の現状と展望の明暗を示唆しているものと言えよう。

(TORONTO STAR紙参照)

3 教育レベルと失業率の関連

教育レベルの低い者ほど失業し易く、かつ失業期間が長びいている実態がカナダ統計局の調査によって判明した。学歴別の失業率は、調査対象期間の昨年4月現在、

ア 初等教育終了者(8学年以下)……………	10.2%
イ 中等教育終了者(ハイスクール卒業)……	6.5%
ウ 高等教育経験者	3.9%

という結果を示し、学歴の高い者ほど失業率が低いことが明瞭である。

また、一回の失業期間は、初等教育終了者の場合は、全体の26.1%が1ヶ月以内、32.2%が2~3ヶ月、41.7%が4ヶ月以上と尻上がりの長期化傾向を示しているが、学歴が高くなるにつれてこの上昇曲線が緩くなっている。

カナダ人の学歴水準を、ハイスクールを卒業しているかいないかという中間線で分けてみると、高校を出ている者は25才~34才の年齢で48.8%、35才以上になるとこの卒業率は低くなる一方で、65才以上では18.7%にすぎない。

教育環境の格段に進歩した今日、高校進学率は高まる一方であるが、また人口集中度、通学事情、教育施設の普及程度が、広大な国であるだけに州によってかなりの格差を生じている為、州別の高校卒業者の率も次のように異なっている。(単位%)

ブリティッシュコロンビア	44.3
平原三州	36.1
ケベック	35.3
オンタリオ	34.3
大西洋岸諸州	28.9

この数字からみる限り、平均学歴の一番高い州は、カナダ西端のB、C州、

最も低い地方は東側の大西洋岸州，東西の中間の各州は，学歴レベルでも両者のほぼ中間水準を雁行しているといえる。

州別の教育レベルの差は，当然学歴別失業率の地域差をもたらす。冒頭に記した平均失業率の中でも，最高と最低を示す州は次の通りである。

単位%

教育水準	失業率	平均	最高の州，率	最低の州，率
初等教育終了者		10.2	大西洋岸諸州 17.3	平原三州 5.5
中等教育終了者		6.5	” 9.4	オンタリオ州 4.6
高等教育経験者		3.9	” 5.4	” 3.2

ある移住希望者が，カナダの求めている資質，要件をどの程度具備しているか，これを絶対に正確に計れる尺度というものは存在し得ないが，そのなかでも当人の教育レベルこそ，最も有力な要件表示であると，移民白書に明言されている学歴尊重の考えは，以上のようなデータに根ざしているものと思われる。

(Statistics Canada)

4 少数民族社会の自国語新聞

複合民族国家のカナダ社会には，英仏系は論外として数多くの少数民族コミュニティ毎に，自国語の新聞雑誌類が刊行されており，その情報機能は隠然たる影響力を持っている。この外国語によるエスニック新聞類は，全カナダで約130紙内トロント市内だけで40紙を数えている。発行頻度も日刊から月刊まで様々であり，その発行部数は週に約50万部である。

しかし読者の実数は，購読者本人にとどまらず，同居者，近隣の同国人にも回し読みされるので，200万人を超えると見積られており，カナダの成人約7人に1人が母国語による新聞類を読んでいることになる。

各民族コミュニティ内の最もポピュラーな情報伝達機関であるこれらの新聞類の刊行目的は，カナダでの生活に順応するに不可欠な情報を提供すると共に，それぞれの母国の文化と言語をカナダ国内において正しく維持，継統させることにある。英国の脱解に弱い移住者を多く拘えている民族社会にあ

って、これらの新聞の存在は貴重である。特に母国への往来が不自由な東欧系移住者達にとっては、共産主義体制下の母国の現状を知る唯一の情報源となっている。

新聞類発行の規模は、やはりそのよって立つコミュニティの大きさに左右される。トロント市内で代表的なものは、コミュニティ人口35万人といわれる。イタリア語新聞で7紙が併立しており、最も発行部数の多いものは22,000部、そのライバル紙は12,000部といったところである。次いで週16頁建てのドイツ紙が9,500部。このドイツ紙を発行している "GERMAN PUBLICATIONS LTD" はトロントの他、ドイツ系カナダ人の多いハミルトン・キッチナー・モントリオールでも新聞を発行している。

わが日系社会では周知の通り "The Continental Times" と "The New Canadian" の二紙であり、それぞれ週二回発行（毎週火・金）発行部数は各3,500部前後で遠くバンクーバーまで配送されている。

双方ともオーナーは一世であっても実際の紙面作成者は二世である。その創立は前者が1907年、後者が1939年、いずれもバンクーバーにおいてであった。前者は太平洋戦争中発刊を停止（この為戦後社名を変更してトロントで再刊した）されたが、カナダ政府は戦時下といえども、在留邦人社会内に日本語による広報機関が必要と判断し、後者は、当局の検閲と保護（広告時入皆無の為）のもとに発行を続けることができた。

各民族系新聞はおしなべて経営難にあえいでいる。中には一応の利益を挙げているものも散見されるが、編集者・記者の無給奉仕の上にたった利益であることが多い。実際新聞作成者の多くは無給であるか薄給である。別に生計の資を得る本職をもつかたわら、新聞事業に打込んでいる者が少なくない。新聞社は印刷業の併営などで赤字を減らし、努力を続けるかたわら、足りないところはコミュニティからの寄附で穴埋めしている。

連邦政府は、これら各紙の役割を評価し、これを資金面から援助する方法として選挙、納税、法規の改正、各種行事等に係る公告を各紙を通じて掲載している。この公費による広告支出について、これをもっと増加して欲しい、或いは広告発注が比較的発行部数の多い新聞に偏り、零細紙までまわって来

ないのでこれが全紙に均てんされるよう配慮して貰いたい等の要望が、各新聞経営者より述べられている。

新聞編集者のもう一つの悩みは時代の流れ、読者層の変化にいかに対応するか、という点にある。各紙の取材源は、直接取材の他、カナダと母国のマスメディアによることが多いが、いわゆる旧一世、新一世（新移住者）及び二、三世という関心の持ち所の異なる各世代の要望に万遍なくこたえる紙面づくりは相当むづかしい。特に流入する一方の新移住者は重要な潜在的読者源なので、旧一世のオーナー、二世の編集者達もこの新世代の好みを重視し、これを新読者として吸収していくことに頭を痛めている。旧態依然たる紙面づくりは、自紙の地盤沈下を招きかねないからである。

いづれにしても連邦政府の多様文化性振興政策は、これら少数民族各紙に積極的な役割とステータスを与えている。それぞれの新聞作成者は、その意義多きを理解し、恵まれない条件下にありながらも、使命感を持って日々の発刊活動にいそしんでいる。

5 技術者専門職のアメリカ転住

米加両国表裏一体の関係から、両国間の人の往来は膨大なものがあり、国境を超えることは日常茶飯事化しているといつてよい。しかしこの中でも、産業界の重要な担い手である技術者、専門職の移動には注目が払われている。

昨年6月以前の17年間、カナダからアメリカに職を求めて去った高級技術者の数は計19,636名にのぼっている。

（一般技術者15,585名、化学技術者2,030名、その他の科学者2,021名）

この同じ期間、カナダの大学理工学部を卒業した技術者は44,019名であるから、およそその5人に2人強がアメリカへ去った勘定になる。この時期は現在と異なり、カナダ産業界の門戸の狭工から、技術者としての就職の機会が乏しかった為、多くの者は大学院に進学するか、技術者市場の広いアメリカへ職を求めた結果である。

この傾向も、宇宙開発計画と軍需生産の縮小のあおりを受け、最近は1968年の1,408名を頂点として目立って下降してきた。技術者に限ら

ず高級専門職を加えれば、このカナダの"頭脳流失"数は、一昨年の4530名から昨年は3,746名にまで減少した。(いずれも各年6月末日を区切りとしている。)

しかし、次のようなアメリカ側の事情によって再びこれが上昇傾向に転ずるであろうと予測されている。

- カナダ人技術者のきらっていた、アメリカの兵役義務が免除されること。
- アメリカの景気が回復し、技術者不足が予見されて来たこと。
- カナダからの移住者導入枠を、年間4万人にする法案が検討されており、カナダ人の米国永住手続が容易になりそうなこと。

一方米国はカナダにとって過去連続3年間、最多の移住者送出国である。カナダから流出していったのと同じ職種の移住者も多数アメリカから流入している。1971年に例をとれば、米国からの移住者総数24,366名の内、技術者、専門職の階層に在る者は4,828名に及んでいる。この中でも、直接に対比可能な職種について、米加間の職種文流を挙げてみる。

職 種	摘 要	A カナダから米 国への移住者	B 米国からカナ ダへの移住者	A - B
一 般 技 術 者		4 0 0 人	3 9 3 人	7
化 学 技 術 者		9 9	3 9	6 0
医 師		4 3 9	1 2 1	3 1 8
看 護 婦		7 7 6	1 7 8	5 9 8
会 計 士		1 4 2	7 0	7 2

(注) 資料の都合上Aは1971年7月～1972年6月の一年間、Bは1971年1月～12月の間、期間のとり方に半年のズレがある。上表によれば、カナダ側の"出超"傾向は否定できないが、これを一方的な"頭脳流出"というよりは、両国に共通している労働力市場の流動性の基盤に立った頭脳の文流とした方が適当といえよう。

(TECHNICAL SERVICE COUNCIL OF CANADA の公表資料に基づく GLOBE&MAIL 紙より)

6 英国移民法の改正に関する反応

歴史、人種、生活風習の点で、イギリスのカナダに対する影響は抜き難いものがあり、両国の関係は、英連邦を仲介とした本家と分家の間柄にたとえられるほどであるが、この一月に改正されたイギリスの移民法が、移住問題に深い関心を寄せるカナダ人の間に一寸した論議を引起こしている。

英国移民法の主要改正点は周知の通り、英国生れの祖母を持つ者なら希望する期間、英国で居住し就労する許可を容易に取得できるという点である。

勿論"英国生れの祖父母を持つ者"という点が論議の対象であり、これは専ら上アジア人、黒人等をさしおいて、英連邦諸国からの白人の英国永住を容易にすることを意味している。

これに対するカナダ有力新聞の論説、投書などにみられる反応には、英国への共感と、カナダ独自の道の再確認がなりまざっている。

人口密度の高い英国は、移住者の送出国であって、移住者の受入国ではないところからカナダのように移住者導入に積極的でないことは止むを得ない。そこで英国永住を申請するものの審査基準について今の英国人の気持の大多数の求めている方向として、ある投書ではこれを結婚披露宴の招待客の選び方にたとえてこういっている。

"呼んだ方がよい人、呼ばれたい人が沢山いても客の数を制限しなければならぬとき、親類や古い知己を優先的に選ぶのが人情である。血縁者の寄り集りに意義を認めるならば、やはり新しい隣人をさしおいても遠くから血のつながった孫を呼ぶであろう。

そしてこのような共感説は、真向からは批判し難いほど公平な体裁を保っているカナダの点数制審査基準に 曲な不満を洩らし、イギリス(及びフランス)との文化、人種面の強いきずなを、移住者受入面でも更に強化することを言外に示唆する。

一方現基準肯定説は、老大国イギリスに対する若い国カナダの移住者を必要とする積極姿勢、その姿勢にふさわしい公平な基準の不可欠性を強調している。そして現在の点数制に盛られている審査基準はカナダの求めている技能労働力の資質を端的に表現しており、概ね妥当としている。

要するに移住者を受け入れる国情の相違であり、イギリスの自国系譜移住

者優遇の措置は、それなりに理解できるが、カナダは現在の必要に応じて、独自の道を歩めばよいというのが多数意見とみてよいであろう。

現在の必要に応じて、独自の道を歩めば良いというのが多数意見とみてよいであろう。

当然のことながら、カナダ移民当局にとって、イギリスの移民法改正は、一つの資料としてファイルされるだけのものであり、現行政策の遂行には、ほとんど影響を及ぼさないものとみられる。

7 その他業務遂行状況

(1) 移住者から照会・依頼または通知あった事項

求人、求職動向	20件
移住手続・移住情報	5
日系団体・日系人の消息	8
住居の貸借	3
カナダの諸制度	7
その他の情報	6
身上相談	5
近況連絡	13
雑件	3

(2) 農業訓練生

第3回生の解散式を3月3日レスブリッジ(ELDOURADO)ホテルで開催、3回生39名、全引受農場主夫妻及び在エドモントンの坂本副領事小駱出席。

この後小駱は第5回生受入手配にあたる。

(3) 主な来訪者

東京農大助教授津川安正氏及び神戸市農政局日下史朗氏3月13日着。近郊酪農家、養豚業、市内自営独立移住者宅等に案内、懇談。日下氏15日、津川氏16日トロント発。

(4) 人事

ア 3月1日付土佐香を職員に採用。

(選考2月中旬に実施)

- イ 在トロント総領事館に川崎新領事着任
(移住業務担当)

坂本前領事は20日すぎ、ポリビア、サンタクルス向け離任された。

